

国労本部電送No.100	発信日	発 信 業務部	責任者	受領者
	2019年11月14日			

貨物会社 <団体交渉速報>

貨物会社「基準内賃金の1.81箇月」を回答！

災害による減収、先行き不透明

を理由に再び社員に犠牲転嫁！

本部は本日（11月14日）20時45分、貨物会社から「2019年度年末手当の支払いに関する申し入れ（闘申第4号）」に対して「基準内賃金の1.60カ月+0.21カ月」とする「基準内賃金の1.81カ月、12月6日支払い」の回答を受けた。

なお、55歳に到達した社員の扱いについては「従前どおり」とし、支払日は「12月6日」と回答した。（添付回答書参照）

席上本部は、「回答は、2016年、17年度と過去最高益を更新する中で、社員に犠牲を転嫁し低額回答を続けてきた、この間の期末手当の延長線上の回答であり、企業として社員に対する責任を果たしていないものである」として、①自然災害による減収を理由とした、低額回答ありきの姿勢に終始する全く誠意が見られないものでしかない。②昨年度決算は、西日本豪雨による大規模な自然災害に見舞われながらも経常利益を確保し、2019年度中間決算は、上期として過去最高益を確保する状況で、回答は社員と家族の厳しい生活実態をまったく顧みないものでしかない。③災害時に迂回輸送やトラック・船への代行輸送など、臨時作業に携わる社員の努力を無にし、社員感情を逆撫でするものでしかない。④経営に影響を与える数々の根幹問題を先送りし、社員犠牲の経営を続けている経営陣の責任は重大であり「先行き不透明」理由に要求に応えない経営陣には失望しかない。ーと嚴重に抗議を行った。

これに対し会社は、「貴組合の指摘は受け止めるが、会社として最終判断した中身であり、最終回答である」との見解に終始した。

最後に本部は、本日の年末手当の低額回答は、社員と家族の生活実態を全く無視した回答であり、「極めて不満である」と重ねて抗議し、取り扱いについては「持ち帰り検討」とした。

「低額回答」に対する抗議行動については、別途、本部闘争指示に基づき取り組むこととする。

尚、オープンは21時45分となっているので資料の扱いについては注意すること。

以 上